

## 第24回高知市総合教育会議

### 配付資料

- 次第
- 名簿
- 高知市総合教育会議運営要綱
- 資料等
  - 議題1 : 学力向上対策
    - 学力調査結果等を踏まえた学力向上の取組
  - 議題2 : 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の作成状況について
    - 資料1 教職員の働き方改革に係る国及び高知市の動き
    - 資料2 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の職務を監督する教委が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（改正）のポイント
    - 資料3 学校と教師の業務の3分類
- 報告事項 : 「小学校における水泳授業の安全管理マニュアル」の改訂について
  - 小学校における水泳授業の安全管理マニュアル Ver1.2

# 第24回高知市総合教育会議 次 第

令和8年1月20日（火） 14：00～15：30

オーテピア高知図書館 4階ホール

## 1 開 会

## 2 市長挨拶

## 3 議 題

(1) 学力向上対策

(2) 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の作成状況について

## 4 報告事項

「小学校における水泳授業の安全管理マニュアル」の改訂について

## 5 その他

## 6 閉 会

# 第24回 高知市総合教育会議名簿

令和8年1月20日

職名等		氏名
市長		桑名 龍吾
教育委員会	教育長	永野 隆史
	教育委員	谷 智子
	教育委員	西森 やよい
	教育委員	森田 美佐
	教育委員	関 博之

## 高知市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 9 項の規定により、高知市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

### （総則）

第 1 条 高知市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （招集）

第 2 条 市長は、法第 1 条の 4 第 3 項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、高知市ホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第 1 項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

### （会議の非公開）

第 3 条 市長は、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

### （議事録）

第 4 条 市長は、法第 1 条の 4 第 7 項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合においては第 2 条第 2 項の規定を準用する。ただし、前条の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

### （議事進行及び庶務）

第 5 条 会議の議事進行及び庶務は、政策企画部が行う。

### （補足）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

### 附則

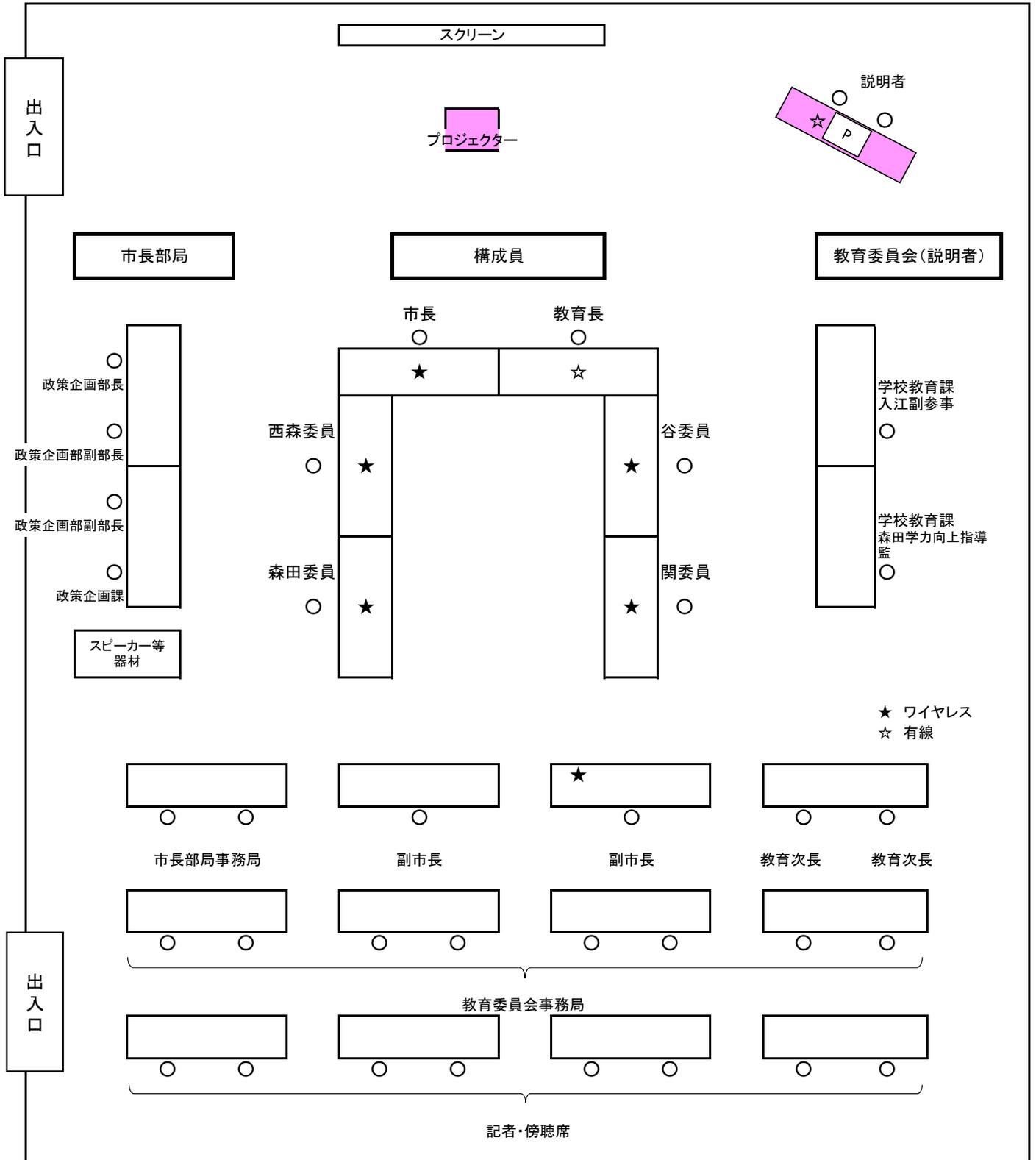
この要綱は、平成 29 年 10 月 24 日から施行し、この要綱による改正後の高知市総合教育会議運営要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

### 附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 30 日から施行し、この要綱による改正後の高知市総合教育会議運営要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

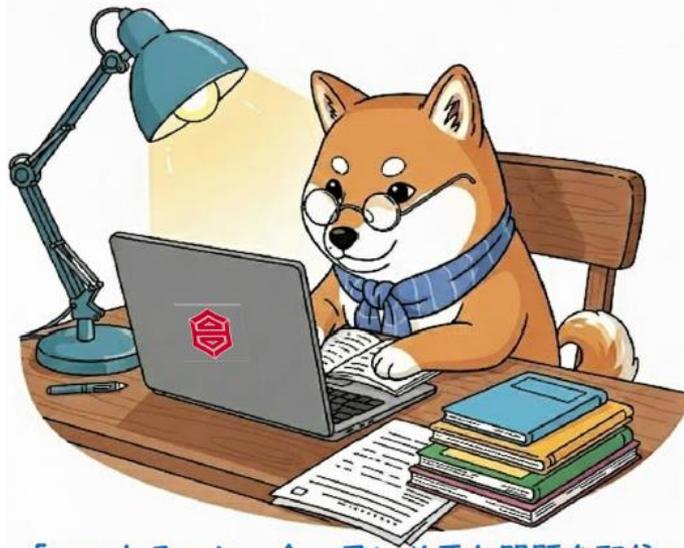
# 第24回高知市総合教育会議 配席図

令和8年1月20日(火) 14:00～  
オーテピア高知図書館 4階 ホール



## 学力調査結果等を踏まえた学力向上の取組

まずは「1日7問10分」から



「いつもそと、今、君に必要な問題を配信」

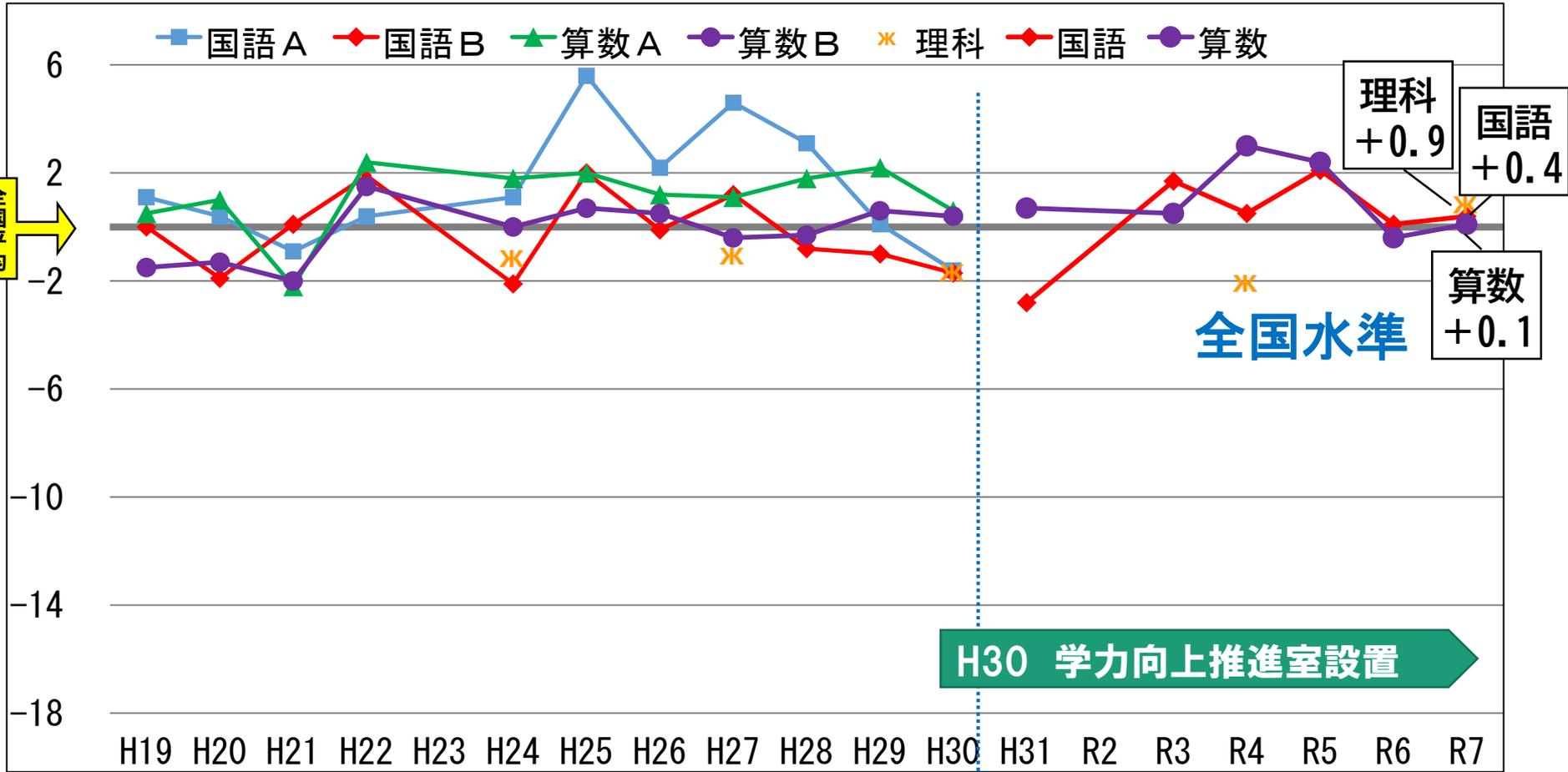
高知市教育委員会 学校教育課

令和8年1月20日(火)

# 令和7年度 全国学力・学習状況調査結果

## 小学校

### 高知市平均正答率と全国平均正答率との差の推移

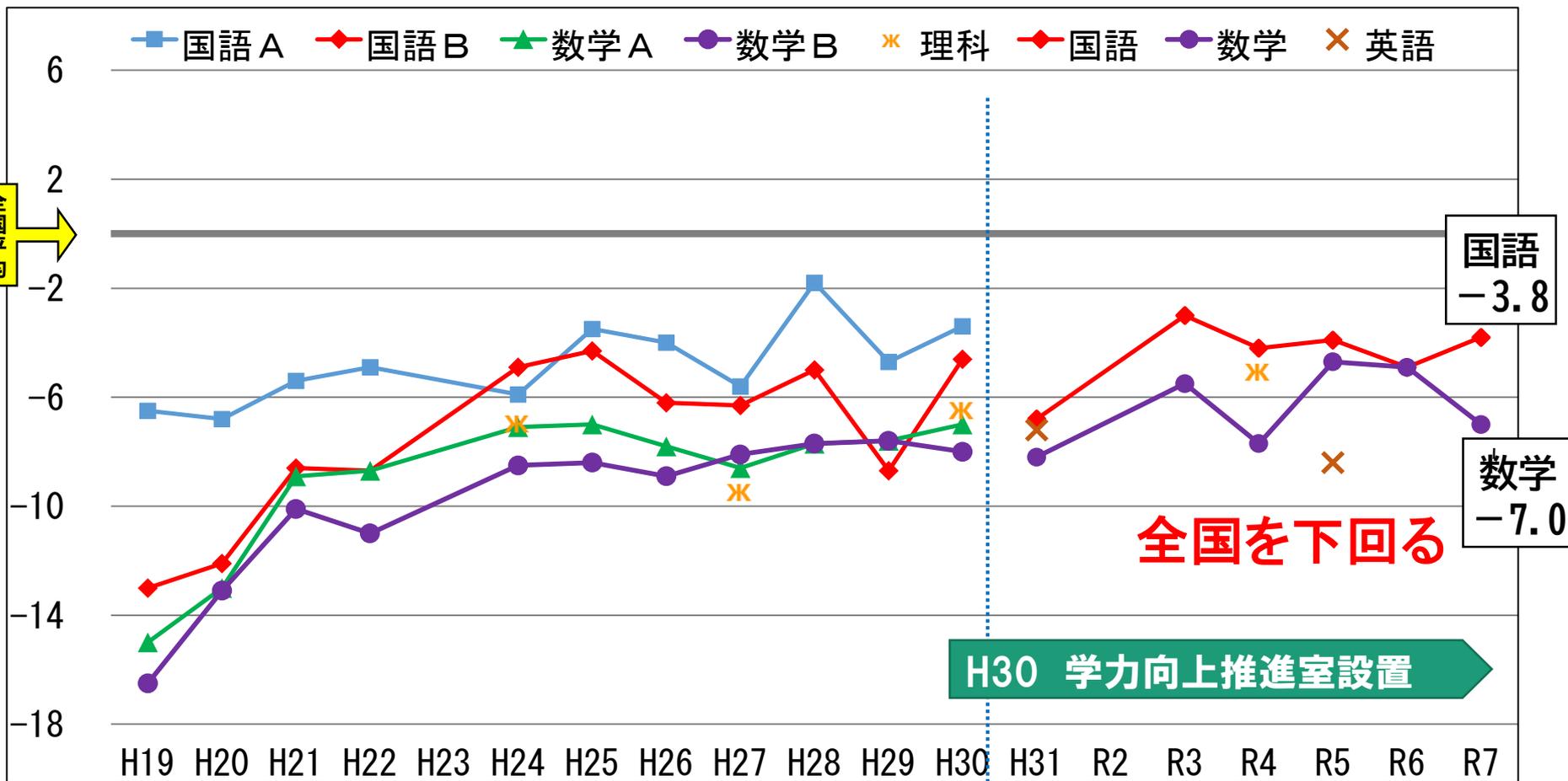


		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国語	A	1.1	0.4	-0.9	0.4		1.1	5.6	2.2	4.6	3.1	0.1	-1.6	-2.8		1.7	0.5	2.1	0.1	0.4
	B	0.0	-1.9	0.1	1.9		-2.1	2.0	-0.1	1.2	-0.8	-1.0	-1.7	-2.8		1.7	0.5	2.1	0.1	0.4
算数	A	0.5	1.0	-2.2	2.4		1.8	2.0	1.2	1.1	1.8	2.2	0.6	0.7		0.5	3.0	2.4	-0.4	0.1
	B	-1.5	-1.3	-2.0	1.5		0.0	0.7	0.5	-0.4	-0.3	0.6	0.4	0.7		0.5	3.0	2.4	-0.4	0.1
理科							-1.1			-1.0		-1.6				-2.0				0.9

# 令和7年度 全国学力・学習状況調査結果

## 中学校

### 高知市平均正答率と全国平均正答率との差の推移



		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国語	A	-6.5	-6.8	-5.4	-4.9		-5.9	-3.5	-4.0	-5.6	-1.8	-4.7	-3.4	-6.8		-3.0	-4.2	-3.9	-4.9	-3.8
	B	-13.0	-12.1	-8.6	-8.7		-4.9	-4.3	-6.2	-6.3	-5.0	-8.7	-4.6	-6.8		-3.0	-4.2	-3.9	-4.9	-3.8
数学	A	-15.0	-13.0	-8.9	-8.7		-7.1	-7.0	-7.8	-8.6	-7.7	-7.6	-7.0	-8.2		-5.5	-7.7	-4.7	-4.9	-7.0
	B	-16.5	-13.1	-10.1	-11.0		-8.5	-8.4	-8.9	-8.1	-7.7	-7.6	-8.0	-8.2		-5.5	-7.7	-4.7	-4.9	-7.0
理科							-6.9					-6.4					-5.0			-
英語														-7.2				-8.4		

※ 令和7年度中学校理科は、IRTによる結果提供のため、数値は表示していません。

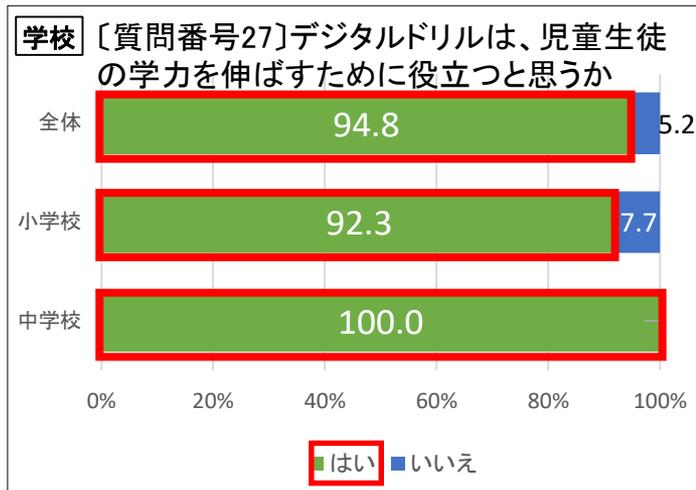
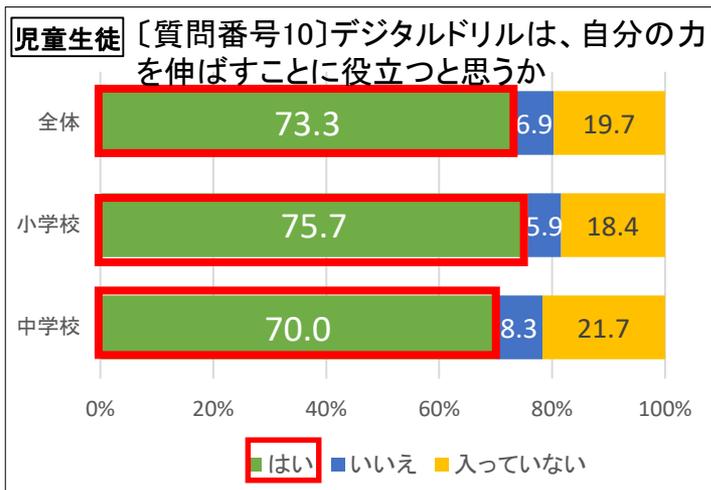
# 令和7年度 全国学力・学習状況調査等に見られる成果・課題と今後の方向性

	○成果	●課題
教科調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校は、国語・算数とも全国平均正答率を上回っている。 (全国レベル)</li> <li>・無解答率は、全体として減少している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>中学校</b>は、国語・数学とも<u>全国平均正答率を下回っている</u>。</li> <li>・特に、<b>数学</b>では、<u>昨年度よりも全国との差が広がっている</u>。</li> </ul>
質問調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分にはよいところがある」の質問に肯定的に回答した割合が、児童・生徒とも、年々増加している。</li> <li>・<b>ICT活用</b>について、肯定的に回答した割合が、児童生徒、学校とも、<u>全国と同様に高い</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日当たり、授業外での学習(家庭学習等)を<u>「全くしない」</u>児童生徒の割合が、<u>全国よりも多い</u>。</li> <li>・(参考R6)1日当たり、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴を「4時間以上」使用している中学生の割合が25.2%である。</li> </ul>



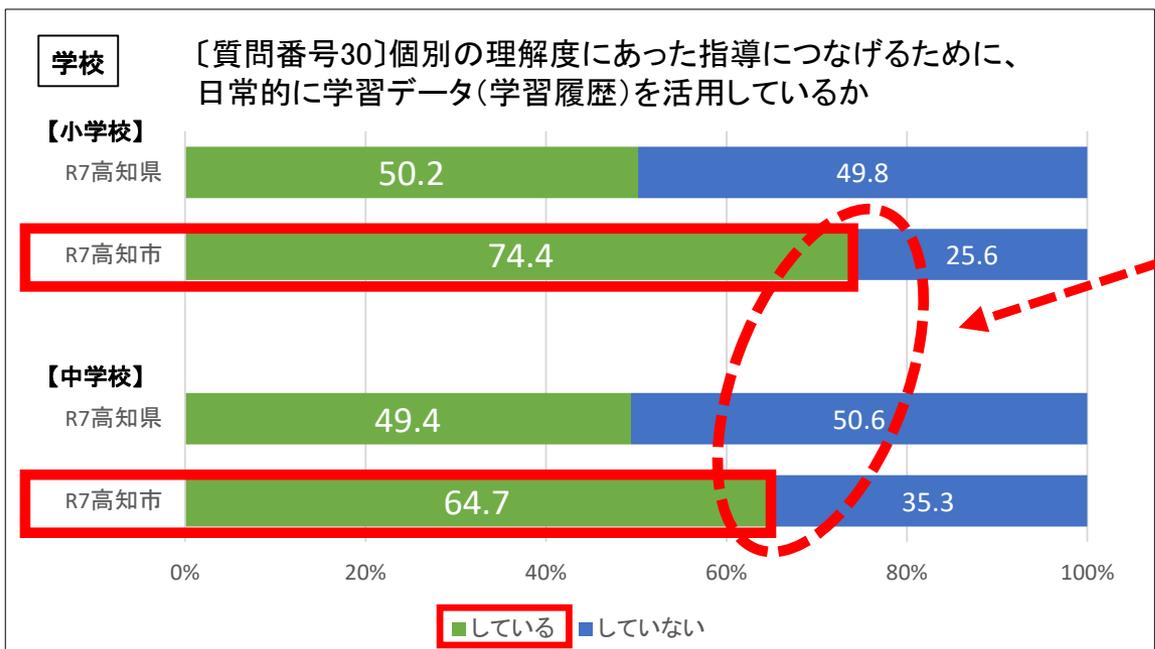
- ★**数学への取組強化**
- ★**中学校への重点的な支援訪問**
- ★**学習の量の確保、自ら学ぶ力の育成**

## 令和7年度 高知県家庭学習等に関するアンケート調査結果



**デジタルドリルの有効性**

⇒ <回答状況から①>  
児童生徒、教員ともデジタルドリルが「学力を伸ばすことに役立つ」と回答している割合は多い。



**学習データを活用した個別の指導**

⇒ <回答状況から②>  
学習データ(学習履歴)の活用率については、7割程度の活用率である。

★個別最適な学びにつながる学習データの活用の促進

## 生徒会による「学習習慣確立」に向けた取組

生徒会が自分たちの学習状況等を分析し、AI型デジタルドリルの取組を提案、推進している事例

### 学習委員長のプレゼンテーション資料

1 **「学力向上」への第一歩**  
全校アンケート  
「学習意欲を向上させるアンケート」の結果  
について

2 **アンケートの目的**  
目的: 授業以外の学習時間が毎日30分未満の生徒を18%以下(114人→64人)にするために、学習委員会で取組を進める際のヒントにする。  
【質問項目】  
1. 授業以外で、毎日30分以上勉強していますか。  
2. 1で「していない」と答えた人の「勉強しない理由」は、何ですか。  
3. 5教科の学習、授業以外で1日あたり、最低何分なら取り組むことができますか。

3 **授業以外に毎日30分以上勉強しているか**  
している 45.8% (146名)  
していない 54.2% (178名)

4 **勉強していない人の理由ベスト3**  
(複数回答)  
第1位 どんな勉強したらよいかわからない 85名  
第2位 時間がない 71名  
第3位 (タブレットやプリントを含め)めんどうくさい 48名  
その他、ゲームがしたい、やる気が出ない、毎日は無理などの意見がありました。

5 **1日最低何分なら、毎日取り組めるか**  
27.4% 42.6% 30%  
10~15分 16分から20分 21分以上

6 **1日最低何分なら、毎日取り組めるか**  
「21分以上と答えた生徒」  
1年生 17人 2年生 23人 3年生 41人

7 **学習委員会で話し合った**  
1日30分以上は必ず学習するための方法  
1. トイレやお風呂のときに、勉強する  
2. 学校で休み時間に、勉強する  
3. キュビナに取り組み  
4. 好きな教科に取り組む  
5. 学んだことの復習  
6. SNSの時間を減らす  
家でやれない人は休み時間などを使って!

**「キュビまるキャンペーン」開始!**  
キャンペーン期間 9月16日(火)~12月5日(金)  
第1期 9月16日~10月3日  
第2期 10月6日~10月31日  
第3期 11月5日~12月5日  
月曜日 国語  
火曜日 社会  
水曜日 数学  
木曜日 理科  
金曜日 英語  
「1日7時間10分」から

16日からは、タブレットを忘れず、充電も必ず家でしてきてね!  
「1日7時間10分」から  
みんな、いっしょにがんばろう!

学習委員会より



子供の自治的な力を育む取組の工夫

(高知市主幹教諭等連絡会 実践発表より)5

# 改善に向けた取組(学習の量の確保、知識及び技能の確実な定着に向けた取組)

## 組織的な学習改善、指導改善のサイクル化

学習の定着状況をAI型デジタルドリル等を活用して把握し、組織的に改善に取り組んでいる事例

### 授業改善

自分の考えを持ち、ともに学び合う生徒の育成

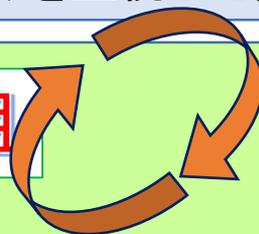
◇標準による組織的な授業改善

◇生徒の振り返りを重視した校内研究の充実

◇教科会の充実



## 学習の定着に向けた取組



### ★パワーアップトレーニング

◇日常的な学習の定着を図る指導

- ・全校実施(全員対象)
- ・教科実施(希望)

### ★スモールステップテスト

◇単元の評価問題の実施

- ※Googleカレンダーでテスト範囲を保護者と共有

### ★総合テスト(期末テスト)

◇スモールステップテストでの課題を基に出題

### ★AI型デジタルドリルを活用した授業外学習

◇1(ワン)アップ

- ・各教科20分程度のAI型デジタルドリル配信
- ・学習データを活用した個別指導の徹底

※加力学習における支援



確実な学習の定着に向けた取組の工夫



## 高知市AI型デジタルドリル活用率の変容〔毎日活用した割合 DAU率〕

※【DAU率】毎日活用した児童生徒の割合

校種	1学期より伸びた学校数
小学校	36／39校
中・義務教育学校	17／19校

### 【DAU率と学力との相関】

#### <COMPASS社 効果検証より>

#### AI型デジタルドリルの利用と学力との関係

- ・取組の問題数が多い。
- ・利用頻度が高い。
- ・習熟率(定着状況)が高い。⇒時間をかけてでも理解度を高めること。(再学習)  
⇒集中して問題に取り組むこと。(学習意欲)

# 改善に向けた取組（中学校への重点的な支援訪問）

## 課題解決の基本的な授業構成例

（「学びの羅針盤」に示される授業構成）

見通し

問題提示

学習課題の設定

見取り  
評価

解決活動

まとめ

振り返り

※適応問題  
※視点を持たせた振り返り

授業外での学習  
（家庭学習等）



まとめ・振り返りを  
大事にする  
授業づくりの徹底

## まとめ、振り返りの徹底

★数学科実践紹介①★ 「数学科・教科における指導のポイント」 高知市教育委員会 学校教育課 学力向上推進室 R7.10



### 教科における指導のポイント・「数学科」

高知市立春野中学校の実践を基に、数学科の教科指導において、大事にしてほしいことをまとめました。  
キーワードは、**全員に力を付けるための「導入」「見取り・評価」「まとめ・振り返り」**です！

【単元名】

3章 1次関数

【本時の目標】

傾きと切片を根拠に、グラフを判断することができる。

本時の展開例 6/19時間目

時間	学習活動	指導上の留意点	評価規準等
10分	<p>○ 前時の確認</p> <p>「1分で2cm水がたまる水そうがある。最初に3cm水が入っていたとき、<math>y</math>(水深)を<math>x</math>(時間)の式で表そう」</p> <p>○ 課題の提示</p>	<p>前時では、<b>グラフが平行になっていることから傾きを表すことが分かったことを確認する。</b></p> <p>・ 前時の内容を踏まえて、本時ではどこに注目するべきなのかを生徒から引き出す。</p>	<p>【導入】 子供の文脈、子供が問いをもつような課題設定及び<b>見通しをもつ</b>ことができるような指導の工夫が必要です。</p> <p>前時との比較から<b>着眼点に気付かせているね!</b></p>
展開	<p>○ 課題の把握</p> <p>「①1分で2cm②1分で3cm③1分で1cmの3つの式をグラフにして観察してこう」</p> <p>○ 見通しをもつ</p> <p>・ グラフを観察する</p> <p>○ 観察して分かったことを共有する</p>	<p>・ 事象から式をつくり、グラフをかかために表をつくり、グラフをかきようにする。</p> <p>・ <b>グラフのどの部分に着目すればよいか（傾きが違うこと、1点で交わっている部分）を明確にして、分かったことを共有する。</b></p>	<p>【見取り・評価】 考察する際に必要な<b>見方・考え方</b>が働いているかを見取り、できていなかったら指導することが大切です。</p> <p>ここでは、<b>グラフが3本とも1点で交わっていることに着目し、グラフと式を関連付けているね!</b></p>
15分	<p>○ まとめ</p> <p><math>y = ax + b</math>の <math>b</math> は切片を表す。表では <math>x = 0</math> のときの <math>y</math> の値である。切片：グラフと <math>y</math> 軸との交点の <math>y</math> 座標のこと。グラフは点 <math>(0, b)</math> を通る。</p> <p>○ まどめの問題</p> <p>下のグラフで②の直線は <math>y = 5x + 7</math> である。このとき、<math>y = 2x + 7</math> の直線が①～⑥の中にあるとすると、何番でしょう。理由も答えなさい。</p>	<p>・ 切片の場所に注目するだけでなく、<math>a</math>（傾き）の値の特徴も考察しながら考えるよう助言する。</p>	<p>【まとめ・振り返り】 まとめでは<b>本時の課題に対する答え</b>を、子供から引き出しながら文章で表現します。その際、達成できていない子供への支援を行うことが大切です。<b>振り返りでは問題解決の方法等を振り返らせる</b>ことが大切です。</p>
まとめ振り返り	<p>○ まどめ振り返り</p> <p>傾きと切片が分かると、おおよそのグラフの形を予想することができるようになる。</p>	<p>【知識・技能】 変化の割合やグラフの傾き、切片の意味を理解している。</p> <p>【評価方法】 適用問題（まどめの問題）</p>	<p>まどめは全体で押さえたいこと、振り返りは子供がキーワードを使って本時で学んだことを文章化できるようにしよう!</p>
25分	<p>○ 振り返り</p>		<p>【適用問題・評価問題】 本時で付けた力を<b>見取る</b>ために、子供は自分の理解度を<b>自覚化</b>するために取り組むことが、授業外学習にもつながっていきます。</p>

★関数領域における指導のポイント★

- ・ 関数関係に着目し、その特徴を表・式・グラフを相互に関連付けて考察させる。
- ・ 関数のよさ（関数を用いることで、未知の状況を予測することができること）を基に、事象と関連付けて知識及び技能、思考力・判断力・表現力等を身に付けさせる。
- ・ 判断の根拠や予測が可能である理由を他者に説明できるようにさせる。

# 改善に向けた取組（中学校への重点的な支援訪問）

## 学力向上グランドデザイン（令和7年3月作成）



### Design1 組織的なPDCAサイクルの確立

- (1) 学校経営計画に基づくPDCAサイクルの確立
- (2) 小学校における学力向上への取組計画及び中学校における授業改善プランを活用した検証改善サイクルの確立

### Design2 持続可能な校内研究体制の構築

- (1) 課題解決に向けて、教育の質を高めていくチーム学校の推進・強化
- (2) 組織的な授業改善及び人材育成を図る校内研究体制の構築

### Design3 資質・能力の確実な育成

- (1) 学習指導要領の趣旨に沿った取組の充実・促進
- (2) 資質・能力の確実な定着に向けたデジタルの力の活用

## 令和7年度 高知市学力向上推進室による訪問・取組

### [Design1 組織的なPDCAサイクルの確立]

- 1 学校経営計画に基づく訪問  
（学校経営計画に基づく訪問：年4回）
- 2 学力向上に向けた組織体制づくり  
（検証改善サイクルに向けた指導・助言）
- 3 組織力向上推進事業  
（授業研究体制への指導・助言）  
（主幹教諭、教科主任への指導・助言）
- 4 初任者育成に向けての訪問指導  
（若年教員、人材育成への訪問：年5回）

### [Design2 持続可能な校内研究体制の構築]

- 5 資質・能力の育成を目指す授業研究指定校事業

### [Design3 資質・能力の確実な育成]

- 6 令和の授業DX（県）
- 7 小中の学びをつなぐスキルアップ講座
- 8 グローバル人材育成事業（県）
- 9 英語教育強化推進事業
- 10 対話型AIを活用した学習支援実証研究事業（県）
- 11 授業を見る眼を鍛える講座（県）

## 中学校への重点的な支援訪問

### (1) 組織力強化に向けた訪問指導

- ・ 組織的な授業改善の取組及び教科会への指導・助言
- ・ 授業参観及び教科会への指導・助言、指導資料等の提供

### (2) 資質・能力の確実な育成に向けた指導支援

- ・ 学力調査結果を踏まえた具体的な指導・改善への支援

## 数学教員

## 学力調査から見られる課題解決に向けた数学研修会の実施

### 数学研修会

#### 【第1回 9月22日(月)実施】

- ・令和7年度全国学力・学習状況調査の結果分析から考える授業づくり「方法の説明」



#### 【第2回 1月22日(木)実施】

- ・令和7年度高知県学力定着状況調査の自校採点結果分析から考える授業づくり「理由の説明」

自校での実践

### 推進室による支援

- 教科会への訪問による指導・助言
  - ・改善に向けた授業への指導・助言
  - ・指導のポイントの発信

- 指導改善に向けた教材の提供
  - ・生徒向け学習プリント作成・提供
  - ・AI型デジタルドリルを活用したワークブックの配信

## 主幹教諭

## 組織力を高めるための高知市主幹教諭等連絡会の実施

### 主幹教諭連絡会

#### 【第1回 5月1日(木)実施】

#### 【第2回 10月14日(火)実施】



研修での学びを自校につなぐ  
必要な取組を組織的につなぐ

## 組織力向上 教育課程の充実

NEW

### 組織力向上・教育課程編成への支援

- ★組織的な研究体制づくり、教育課程編成・充実に向けた指導・助言を行う。
- ◇指導主事、学力向上推進員等による訪問
- ◇高知市主幹教諭等連絡会の実施

NEW

### 指定校による研究推進

- ★資質・能力の育成に向け、組織的な研究体制の確立に向けた指導・助言を行う。
- ★自走できる研究体制の構築を図る。
- ★AI型デジタルドリル等の活用を促進する。
- ◇指導主事、学力向上推進員等による訪問

## 学力強化

NEW

### 学力調査等を活用した指導改善

- ★中学校の学力課題の解決に向け、研修会や訪問支援等を通して、具体的な指導改善、生徒の実態に応じた取組の工夫について、指導・助言を行う。
- ◇全国学力・学習状況調査結果等を踏まえた研修会の実施、指導改善例の発信
- ◇AI型デジタルドリルの活用方法等の発信
- ◆教科ネットワークを活用した授業改善の取組

### 学力調査等を活用した検証改善

- ★各学力調査を活用した検証改善サイクルの確立に向けた指導・助言を行う。
- ・小学校「学力向上への取組計画」
- ・中学校「授業改善プラン」に基づく支援
- 訪問：全小・中・義務教育学校
- ◇指導主事、学力向上統括スーパーバイザー等による訪問

NEW

## 「ことばの力」の育成

### 未来を紡ぐことばプロジェクト

#### 「ことばの力」を鍛える教材提供

- ★授業、授業外の学習で、繰り返し使い、学習することで、「ことばの力」を高める
- ◇「ことばの力」を高める教材の発信

#### 指定校による研究推進

- ★自分の考えを表現することや他者との対話を楽しむことができる探究的な学びを推進する。
- ◇指導主事、学力向上推進員等による訪問

#### 読書活動の充実

- ★学校図書館の活用を促進するとともに、関係機関との連携を強化し、読書活動の充実を図る。
- ◇関係機関との連携 等

### 学校経営計画に基づく訪問

- ★学校経営計画に基づく組織的な学校運営に対しての指導・助言を行うことで、検証改善サイクルの確立を図る。
- ◇学力向上推進員(学校経営スーパーバイザー)による訪問
- :全小・中・義務教育学校

### 初任者育成に向けての支援

- ★若年教員育成や組織体制づくりへの指導・助言を行う。
- ◇学力向上推進員等による訪問
- :全小・中・義務教育学校

県市連携

県指定事業

(令和の授業DX、授業を見る眼を鍛える講座、対話型AIを活用した学習支援実証研究事業 等)



## 「ことばの力」シート

「ことばの力」シートを使い、  
言葉の意味やよさを捉えたり  
読んだことを基に自分の考え  
を書いたりしている様子  
(先行実施)





## 教職員の働き方改革に係る国及び高知市の動き

文部科学省		高知市教育委員会	
平成31年1月	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(中央教育審議会)、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」	平成30年10月	「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会」設置
令和2年1月	「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」告示	平成31年3月	「高知市立学校教職員の働き方改革プラン」策定
令和5年9月	「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)」	令和2年4月	「高知市立学校の管理運営に関する規則」改正 ※ 教育職員の時間外業務時間の上限制定
令和6年9月	「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」(令和6年8月27日中央教育審議会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)」	令和4年3月	「高知市立学校教職員の働き方改革プラン(第2期)」策定
令和7年9月	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)」	令和5年4月	「高知市立学校における教諭等の標準的な職務内容及び職務の遂行に関する要綱」、「高知市立学校における事務職員の標準的な職務内容及び職務の遂行に関する要綱」施行
		令和6年4月	「高知市立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容及び職務の遂行に関する要綱」施行
		令和7年3月	「高知市立学校教職員の働き方改革プラン(第3期)」策定
		令和8年3月	「高知市立学校教職員の働き方改革プラン(第3期)～高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画～」改訂予定

## 概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

## 改正のポイント

### 1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

#### 【働き方改革の目的】

- 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

#### 【基本的観点】

- 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

### 2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

#### 【在校等時間】

- 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

#### 【上限時間】

- 1か月の時間外在校等時間について、4.5時間以内
  - 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

### 5. 留意事項等

- 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつしむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

### 3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

#### 【目標】

- 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が4.5時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
  - ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを目指す
  - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

#### 【内容】

- 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

### 4. サービス監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

#### 【学校と教師の業務の3分類】

- 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- サービス監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

#### 【学校業務の適正化 等】

- 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- デジタル技術を活用した校務の効率化
- 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

# 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

安全・安心で楽しい水泳授業のために

# 小学校における 水泳授業の安全管理マニュアル

Ver 1.2

高知市教育委員会

2025年10月

## はじめに

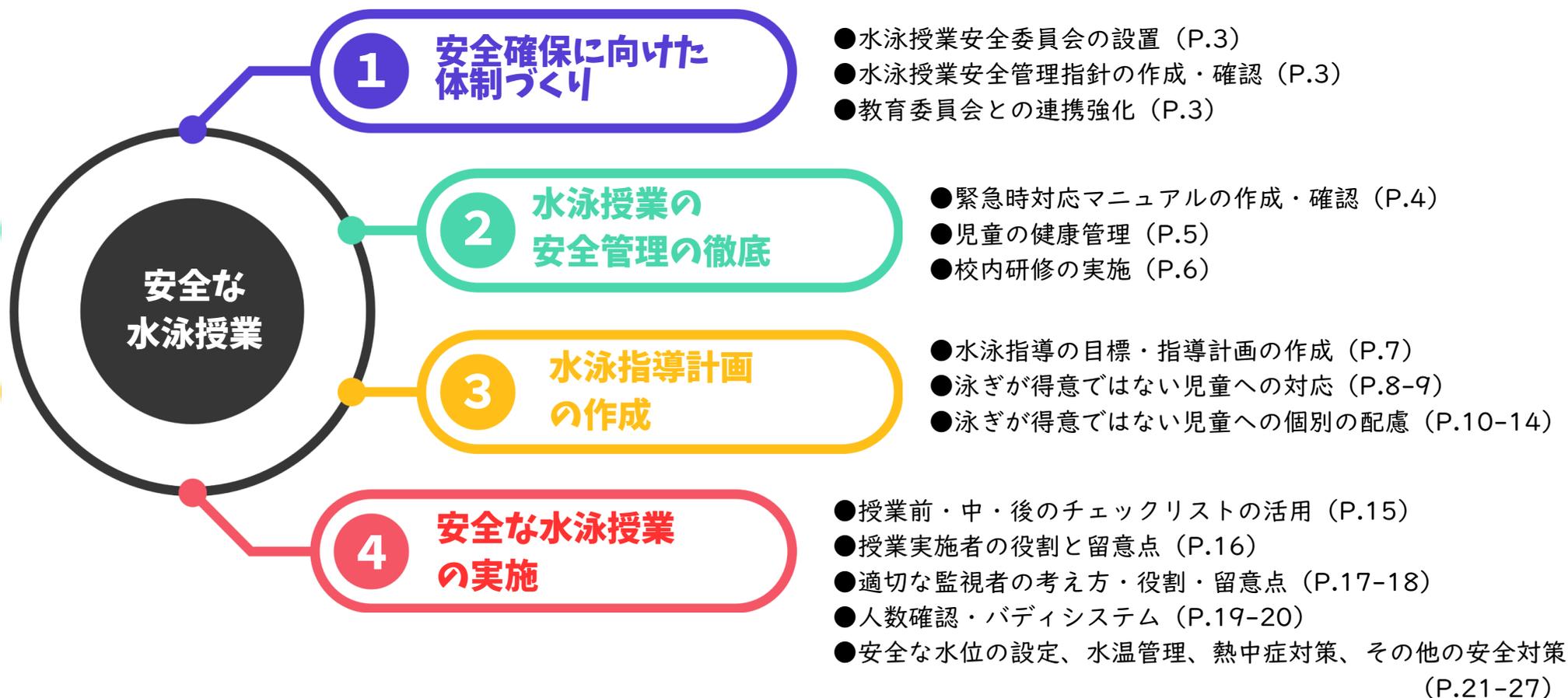
令和6年7月、高知市立小学校の水泳授業中に発生した男子児童死亡事故の重大性を踏まえ、今後、同じ事故を二度と発生させないために、安全・安心で楽しい水泳授業を行うため、この「水泳授業の安全管理マニュアル」を策定しました。策定にあたっては、文部科学省が示す「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引(三訂版)」を基本的な考え方としています。

また、本マニュアル(Ver 1.2)は、令和7年度の水泳授業実施後の各校のアンケート調査結果・分析に基づき一部改訂しています。

各学校におきましては、水泳授業における更なる安全管理を徹底するために、水泳授業を実施する前に、水泳授業に関係する全教職員に、本マニュアルの各事項について十分確認することはもとより、「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引(三訂版)」の内容について理解したうえで、各校の実態に応じて策定した「水泳授業安全管理指針」に基づき、水泳授業を実施するなど、これまで以上に、安全・安心で楽しい水泳授業の実施に向けて、計画的・組織的に取り組んでください。



## 安全な水泳授業の進め方 ～計画から水泳授業実施までのフロー図～



# 1 安全確保に向けた体制づくり —水泳授業安全委員会の設置—

## 水泳授業安全委員会の設置と役割

1

### 委員会の設置

水泳授業安全委員会を校内に設置する。安全指導計画の立案と計画に沿った水泳授業の実施を担当する。

2

### 水泳授業の安全管理マニュアル・文部科学省「水泳指導の手引き」の活用

「水泳授業の安全管理マニュアル」等に基づいた**水泳授業安全管理指針**を作成し、職員会等において全教職員で共有する。

3

### 緊急時対応の準備

**緊急時対応マニュアル**の作成（確認）と校内研修を実施する。AED設置場所や救命具等の確認をする。

4

### 役割分担の明確化

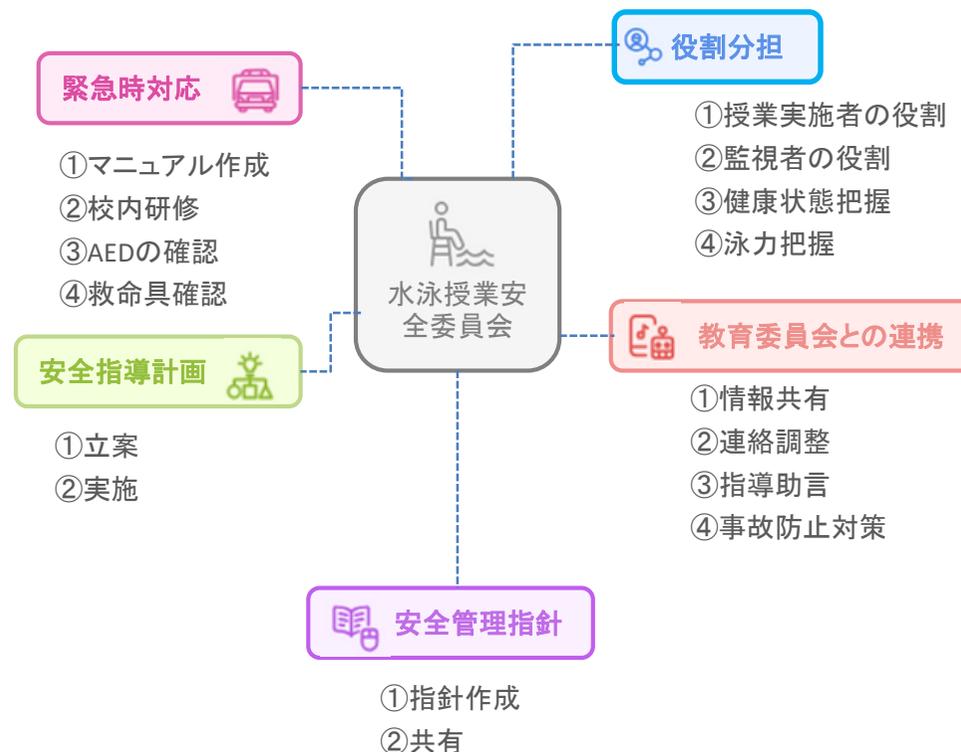
**授業実施者と監視者の役割**を明確にする。児童の健康状態と泳力の把握方法も統一する。

5

### 教育委員会との連携強化

教育委員会と定期的に情報共有や連絡調整を行い、指導助言を受けながら、事故防止対策や緊急時対応の体制をより一層強化する。

## 水泳授業の安全管理



## 2 水泳授業の安全管理の徹底

### ① 緊急時の対応マニュアルの作成（確認）

1

#### マニュアルの作成（確認）

緊急時対応マニュアルを作成（確認）し、全教職員に周知する。具体的な手順と役割分担を明確にする。

2

#### AEDの確認

AEDの設置場所を全教職員で確認し、使用法の講習を定期的  
に実施する。緊急時に迷わず使用できるようにする。

3

#### 連絡体制の確立

事故発生時の連絡体制（学校・保護者・救急機関・教育委員会）  
を明確にし、迅速な情報共有と対応を可能にする。

### 緊急時対応の計画

#### 緊急時対応マニュアルの作成

緊急時の手順と役割を概説する  
マニュアルを作成する。

#### 事故時の連絡体制を確立

事故発生時の連絡体制を  
明確にし、迅速な情報共有  
を可能にする。



#### AEDの設置場所を確認

AEDの設置場所を確認し、定  
期的な使用法の講習を実施  
する。

## 2 水泳授業の安全管理の徹底

### ② 児童の健康管理

1

#### 定期健康診断の活用

水泳授業の参加可否の判断に健康診断結果を活用する。必要に応じて学校医と連携する。

2

#### 保護者からの健康情報

参加承諾書や健康カードなどで水泳授業への参加、配慮事項、体温、食欲、睡眠などの情報を収集する。

3

#### 教員による健康観察

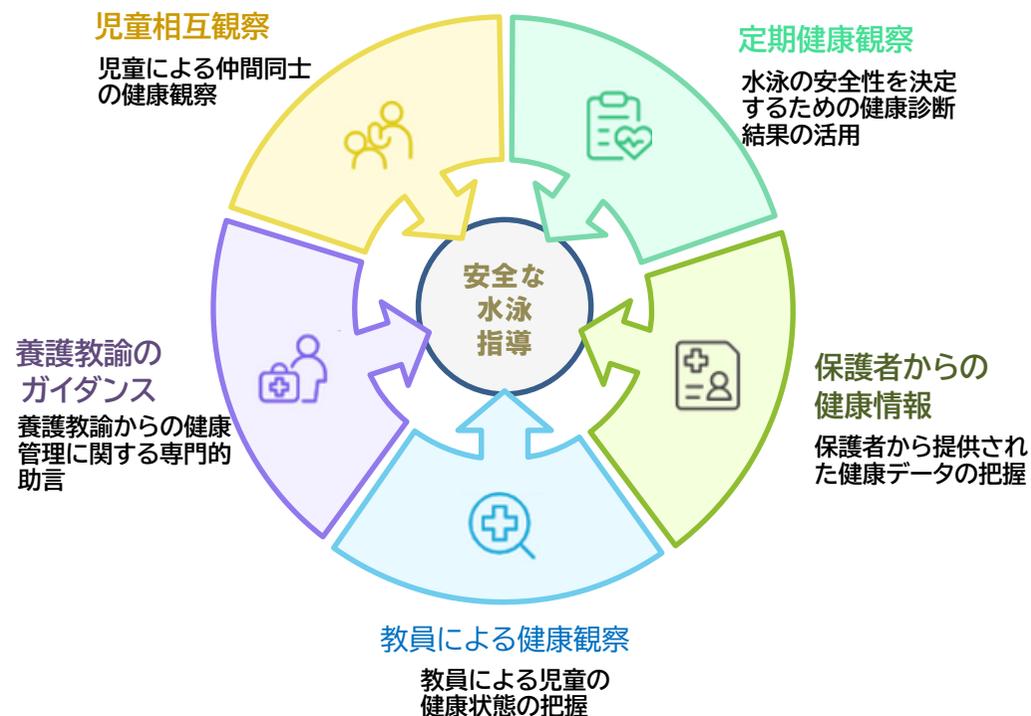
日常的な健康観察と保護者との連携が大切となる。養護教諭や学校医に相談する。

4

#### 児童相互の健康観察

顔色や動作などの相互観察も重要となる。観察項目を明確に示す。

### 安全な水泳指導のための健康管理



## 2 水泳授業の安全管理の徹底

### ③ 校内研修の実施

1

#### 実技研修による安全管理技術の共有

毎年、教職員を対象とした水泳指導の実技研修を実施する。最新の安全管理技術や知識、技能指導法等を共有し、全員のスキルアップを図る。

2

#### 緊急時対応訓練

実践的な緊急時対応訓練を行い、教職員の対応力を強化する。シミュレーションを通じて、実際の緊急時にも冷静に対処できる能力を養う。

3

#### 振り返り

研修後は必ず振り返りの時間を設け、改善点や疑問点を共有する。これにより、継続的な安全管理の向上を図る。

### 水泳安全研修プログラム



実技研修の実施

教職員を対象とした水泳指導の実技研修を実施する。

最新の安全管理技術や知識を共有する。

安全管理技術の共有



緊急時対応訓練の実施

緊急時対応訓練を行い、教職員の対応力を強化する。

研修後は振り返りの時間を設け、改善点や疑問点を共有する。

振り返りの時間



### 3 水泳指導計画の作成

## ① 水泳指導の目標・指導計画の作成

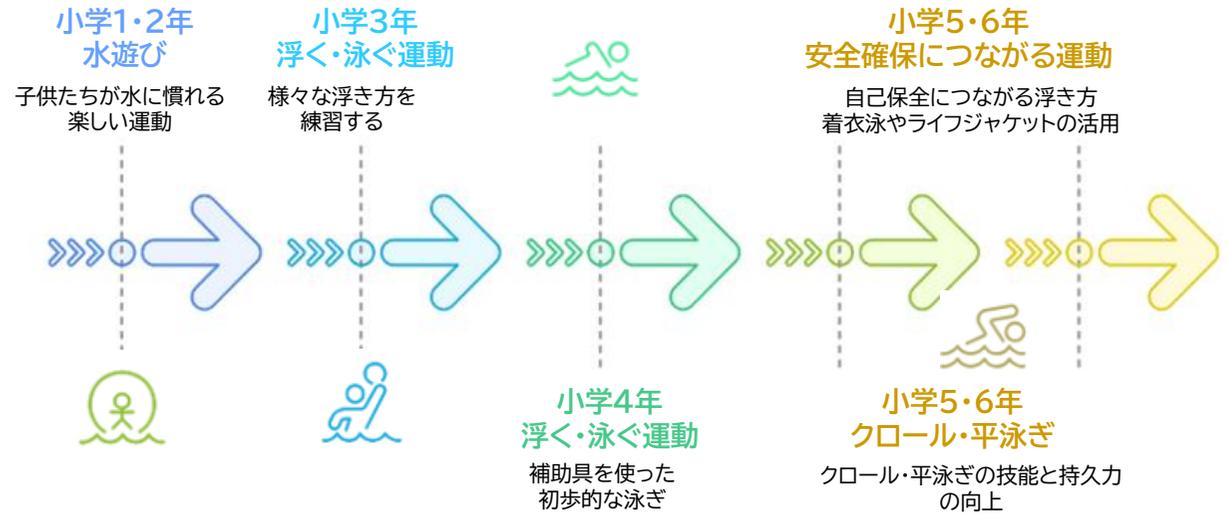


学習指導要領や文部科学省、スポーツ庁の体育指導資料、副読本等  
を活用し、各学校で作成した体育科年間指導計画に基づき、カリキ  
ュラム・マネジメントを工夫しながら授業を行う。また、その際ゆ  
とりをもった活動に考慮するなど、時間の使い方を工夫する。

### 水泳指導の目標(例)



「小学校体育(運動領域)指導の手引」スポーツ庁



### 注意 事項

自校のプールが使用できず、自校のプール以外を使用する場合は、予め管理職並びに体育主任や授  
業実施者、高知市教育委員会が、使用するプールの安全性（水深、水質、救護具等の設置状況など）  
や移動方法等を検討し、自校のプールでの安全性と変わらないことを確認し、職員会議の協議を  
経た後、保護者への説明、了承を得たうえで水泳授業を実施すること。

### 3 水泳指導計画の作成

## ② 泳ぎが得意ではない児童への対応 1

1

### 事前の把握

予め児童の泳力について把握し、泳ぎが得意ではない児童等については、授業実施者及び監視者の間で情報共有をする。

2

### アンケートの活用

水泳授業が始まる前までに、児童やその保護者へアンケート等を行い、児童の泳力や留意事項等についての回答を受け、個別の支援方法について教職員間で情報を共有する。

3

### 申し送り

授業実施者等が、次年度に向けて児童の泳力等について申し送りをするシステムを構築する。

### 安全な水泳指導のための準備

次年度に申し送りをする

次年度のために児童の泳力について申し送りを行う。



情報を共有する

個別の支援方法について教職員間で情報を共有する。



児童の泳力を把握する

児童の泳ぎの得意不得意を把握する。(単元の1時間目には必ず行う)



アンケートを実施する

保護者から情報を集めるためにアンケートを行う。



### 3 水泳指導計画の作成

## ② 泳ぎが得意ではない児童への対応 2

4

#### 個別指導

泳ぎが得意でない児童に対しては、個別指導を行う。一人一人の不安や苦手な点を把握し、それに応じた指導方法を採用する。ゆっくりとしたペースで基本動作から丁寧に教え、自信をつけさせる。

5

#### 補助具の活用

浮き具やビート板などの補助具を活用し、水に慣れる段階から安全に練習できるようにする。補助具の使用を徐々に減らしていくことで、自立的な泳ぎへと導く。

6

#### 心理的サポート

水への恐怖心をもつ児童には、心理的なサポートも重要となる。励ましの言葉かけや、小さな成功体験を積み重ねることで、水泳に対する前向きな態度を育てる。

### 泳ぎが得意でない児童を支援する



### 3 水泳指導計画の作成

## ③ 泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮（低学年）



小学校学習指導要領（平成29年告示）解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にし、個別最適な学びを保障する。

○低学年

< 苦手な児童への配慮の例 >

- もぐる遊びで、水に顔をつけることが苦手な児童には、少しずつ顔に水がかかるようにシャワーを浴びたり、顎→口→鼻→目へと徐々に水につける部分を増やししたりするなどの配慮をする。
- もぐる遊びで、水の浮力を受け、輪をくぐることに苦手な児童には、輪の深さや数を変えたり、二人組でつくった手のトンネルをくぐったりするなどの配慮をする。
- 浮く遊びで、足が沈み、伏し浮きをすることが苦手な児童には、息を大きく吸って止めたり、顎を引いて頭を水の中につけたり、無駄な力を抜いて体を真っ直ぐにしたりすることを助言するなどの配慮をする。
- バブリングで、水中で息を吐くことが苦手な児童には、手の平にすくった水を吹き飛ばしたり、水面に浮いたものを吐いた息で移動させたりするなど、顔をつけずに息をまとめて強く吐くことのできる遊びをするなどの配慮をする。
- ボビングで、呼吸のリズムを合わせることが苦手な児童には、友達と手をつないで一緒にボビングをするなどの場を設定したり、「プクプクプク（弱く吐く）、ブハッ！（水面を出たら大きく強くまとめて吐く）、スー（すぐに吸う）」などの呼吸のリズムのイメージができる言葉を助言したりするなどの配慮をする。

（小学校学習指導要領（平成29年告示解）説 体育編より抜粋）



身体に水を少しずつつける

水に慣れる回数を増やしていくこと。

輪の深さを変えたり、友達の手で作ったトンネルをくぐったりすること。

輪などをくぐること



浮くための支援

大きく息を吸って胸を膨らませるなど、浮くための技術を助言すること。

水中での呼吸を練習する楽しい活動とすること。

呼吸ゲーム



リズムの調整

動きと呼吸を同調させる活動とすること。

### 3 水泳指導計画の作成

## ③ 泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮（中学年）



小学校学習指導要領（平成29年告示）解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にし、個別最適な学びを保障する。

○中学年

< 苦手な児童への配慮の例 >

- プールの底にタッチをする際、浮力の影響でもぐることが苦手な児童には、息を吐きながらもぐることや手や足を大きく使うことを助言したり、水深が浅い場を設定したりするなどの配慮をする。
- いろいろなもぐり方をする際、もぐり方を変えることが苦手な児童には、友達ともぐり方の真似をし合う場を設定したり、陸上でできる動きを水の中でできないかを助言したりするなどの配慮をする。
- だるま浮きで、体を小さく縮めることが苦手な児童には、両膝を抱え込まずに持つ程度にした簡単な方法に挑戦することや膝を抱えると一度は沈むがゆっくりと浮いてくることを助言するなどの配慮をする。
- 背浮きで、腰が沈まないようにして浮くことが苦手な児童には、補助具が体から離れないようにしっかりと抱えて浮くように助言したり、友達に背中や腰を支えてもらう場を設定したりするなどの配慮をする。
- 変身浮きで、浮き方を変えることが苦手な児童には、一つの浮き方で浮いている時間を延ばしたり、「つぼみがだんだん開いて、またしぼんでいく」などお話づくりで変身していくイメージをもって挑戦したりする場を設定するなどの配慮をする。
- 連続したボビングが苦手な児童には、低学年で扱った呼吸のリズムを再度確認したり、友達と手をつないでボビングをしたりする場を設定するなどの配慮をする。

（小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編より抜粋）



プールの底にタッチ

息を吐きながらもぐる、手や足を大きく使うなどの助言。

もぐり方を変えるのが苦手な子供へのヒント。

いろいろなもぐり方



だるま浮き

浮いているときには体を縮めるが苦手な子供への指導。

補助具が体から離れないようにしっかりと抱えて浮くように助言。

背浮き



変身浮き

浮き方を変えるのが苦手な子供へのお話づくりで変身。

ボビング運動のリズムを友達や先生と一緒にやってみる。

連続したボビング



## 3 水泳指導計画の作成

### ③ 泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮（高学年①）



小学校学習指導要領（平成29年告示）解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にし、個別最適な学びを保障する。

○高学年

< 苦手な児童への配慮の例 >

①クロール

- 前方に伸ばした手が下がり、手のかきに呼吸を合わせることが苦手な児童には、両手を必ず前方で揃えてから片手ずつかくための練習をする場や仲間に手を引っ張ってもらい、より前方に手を伸ばす練習をする場を設定したり、補助具をおさえる手に力を入れすぎないように助言したりするなどの配慮をする。
- 頭が前方に上がり、横向きの息継ぎが苦手な児童には、歩きながら息継ぎの練習をする場を設定したり、へそを見るようにして顎を引き、耳まで浸かって息継ぎをするように助言したりするなどの配慮をする。
- 手や足をゆっくりと動かすことが苦手な児童には、一定の距離を少ないストローク数で泳ぐ場や決められたストローク数で泳ぐ距離を仲間と競い合う場を設定するなどの配慮をする。

（小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編より抜粋）



クロール練習

クロール練習方法や補助具を使った練習方法を提案。

水泳中の呼吸を改善するためのヒントを提案。

呼吸技術



動きのエクササイズ

ストロークの動きの効率を高めるための練習方法を提案。

### 3 水泳指導計画の作成

## ③ 泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮（高学年②）



小学校学習指導要領（平成29年告示）解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にし、個別最適な学びを保障する。

○高学年

< 苦手な児童への配慮の例 >

②平泳ぎ

- かえる足の動きが苦手な児童には、プールサイドに腰かけて足の内側で水を挟む動きだけを練習したり、壁や補助具につかまって仲間に足を支えてもらい練習したりする場を設定するなどの配慮をする。
- 手や足の動きと呼吸のタイミングを合わせることが苦手な児童には、陸上で動きの確認をする場を設定したり、水中を歩きながら仲間が息継ぎのタイミングを助言したりするなどの配慮をする。
- キックの後にすぐ手をかいてしまい、伸びることが苦手な児童には、け伸びをしてから「かいて、蹴る」動きを繰り返すことを仲間と確かめ合ったり、「かいて、蹴って、伸びる」の一連の動作をしたら一度立つように助言し、少ないストローク数で泳ぐ距離を伸ばす場を設定したりするなどの配慮をする。

（小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編より抜粋）



課題を見つける

平泳ぎのどこに課題があるかを認識する。

手を前方で揃えたり、伸ばすための練習をする。

手の動きの練習



呼吸の練習

へそを見るようにして顎を引き、耳まで浸って息継ぎをする。

ストロークのスムーズさを改善することを練習する。

ストロークの練習



距離を伸ばす

続けて長く泳げるようにチャレンジしてみる。

友達と競争する楽しさを味わう。

競争に参加する



### 3 水泳指導計画の作成

## ③ 泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮（高学年③）



小学校学習指導要領（平成29年告示）解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にし、個別最適な学びを保障する。

○高学年

< 苦手な児童への配慮の例 >

③安全確保につながる運動

- 背浮きの姿勢での呼吸を続けることが苦手な児童には、浅い場所で背浮きになる姿勢の練習をしたり、補助具を胸に抱えたり、仲間に頭や腰を支えてもらったりして続けて浮く練習をしたりするなどの配慮をする。
- 浮き沈みの動きに合わせた呼吸をすることが苦手な児童には、体が自然に浮いてくるまで待ってから息継ぎをすることや、頭を大きく上げるのではなく首をゆっくりと動かし呼吸することを助言するなどの配慮をする。

（小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編より抜粋）

水泳の高学年の学習内容に「安全確保につながる運動」が新設された理由は、背浮きや浮き沈みを通じて呼吸や手足の動きをタイミングよく行い、長時間浮くことができるようにすることを目指しているためです。これは高学年の指導を「クロール」と「平泳ぎ」に限定せず、水の特性を楽しむ機会を提供し、浮くことが生命の安全確保に有効であることを考慮しています。また、水難事故の増加にも対応する内容です。指導方法としては、背浮きや浮き沈みを行い、安全に浮く練習をすることが求められ、学校の状況や児童の実態に応じた指導計画の作成が重要です。併せて、系統性を意識して、低学年からの指導内容とも関連づけることも大切となります。



浅い水域での練習

子供たちは浅い水域で背浮きを練習します。

子供たちは補助具を使って安心感を得ます。

補助具を使った練習



ペア練習

子供たちはペアで支えながら練習します。

子供たちは自然に浮くのを待ちます。

自然な浮力を持つ



首を使った呼吸法

子供たちは首を使って呼吸することを学びます。

子供たちは水中でリラックスした呼吸を練習します。

リラックスした呼吸法



## 4 安全な水泳授業の実施

### ① 授業前・中・後のチェックリストの活用

1

#### チェックリストの作成

授業前・中・後に確認すべき項目をまとめたチェックリストを作成する。安全設備、水深、水質、児童の健康状態など、重要な点を漏れなく記載する。

2

#### 確認

監視者、授業実施者が安全確認を徹底する。チェックリストを用いて、各項目を確実に確認し、問題がないことを互いに確認する。

3

#### 記録

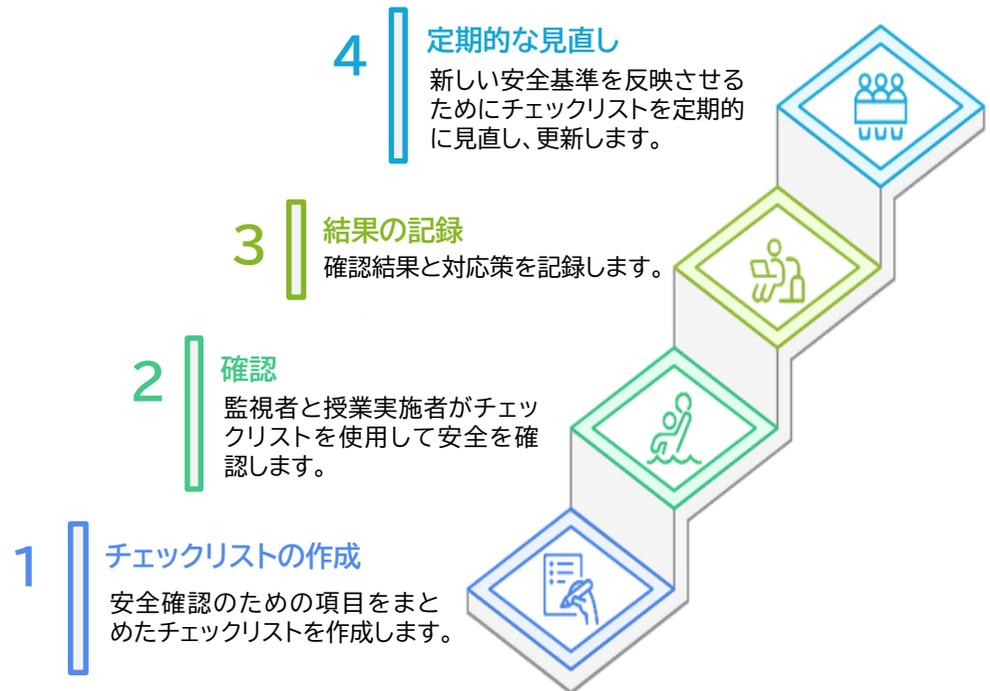
チェック結果を記録し、問題があった場合は対応策を記載する。これにより、継続的な安全管理と改善が可能となる。なお、問題があった場合は、管理職に報告するとともに、職員会等を通して積極的に情報共有する。

4

#### 見直し

定期的にチェックリストの内容を見直し、必要に応じて更新する。新たな安全基準や過去の経験を反映させ、常に最適な安全管理を目指す。

### 安全な水泳のためのチェックリストの活用



## 4 安全な水泳授業の実施

### ② 授業実施者の役割と留意点

水泳授業における授業実施者の役割は、単に技術指導を行うだけでなく、児童の安全を確保しながら水泳の楽しさや技能を身に付けさせることとなる。そのため、以下の点を意識することが重要となる。

1

#### ガイダンスの実施

- ・ 「水泳の心得」を軸とした学びやルール
- ・ 「ボディシステム」の行い方の確認

2

#### 適切な技術指導

- ・ 泳力に応じた段階的な指導を行う。
- ・ 安心して活動できる環境（場）をつくる。
- ※ 無理な練習を強要しない。

3

#### 溺水事故の防止（安全対策）

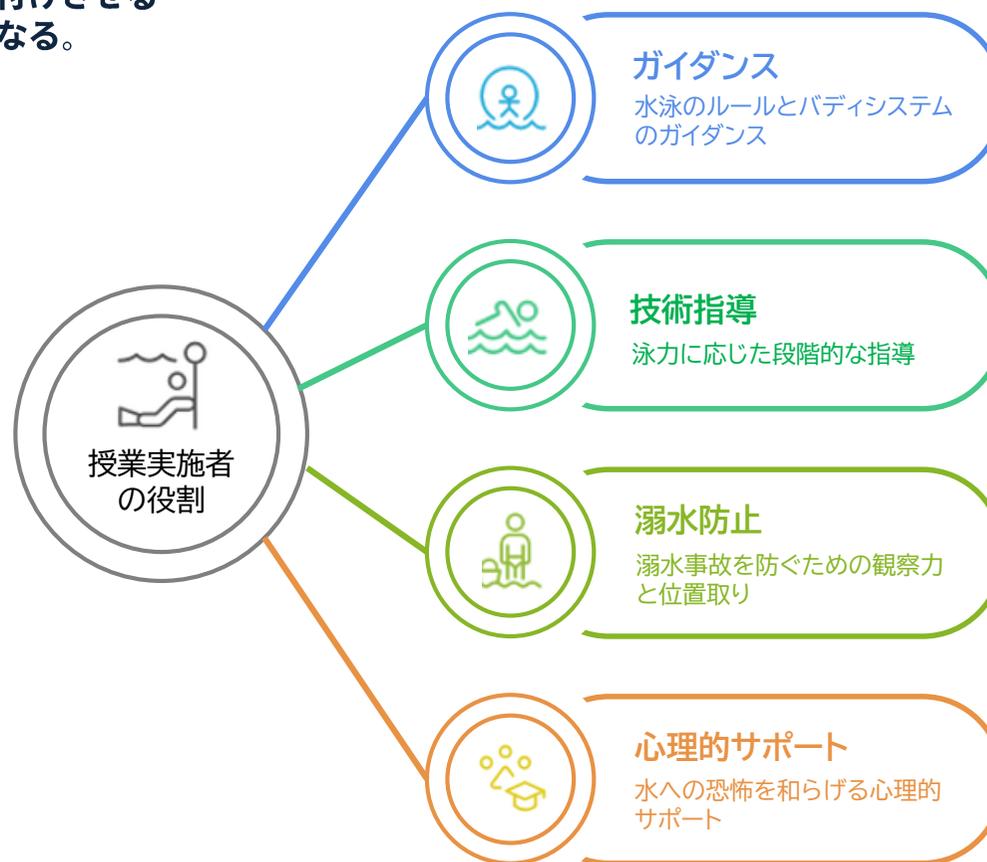
- ・ 児童の異変に気付く観察力をもつ。
- ・ すぐ助けられる位置取りを心がける。
- ・ 指導中はゴーグルを付け、頻繁に水中を確認する。

4

#### 心理的サポート

- ・ 水への恐怖心を和らげる声かけをする。
- ・ 小さな進歩も褒めて自信をもたせる。
- ・ 楽しさを感じられる活動を取り入れる。

#### 授業実施者の役割



## 4 安全な水泳授業の実施

### ③ 適切な監視者の考え方

1

#### 監視者の人数

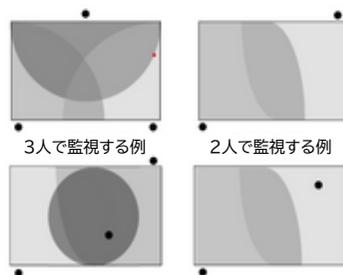
授業実施者とは別にプールサイドからプール全体を監視する監視者を1名以上必ず配置することが大切となる。より安全な水泳授業を実施するためには、監視者を複数名配置することが望ましい。基本的には、大プールでは、最低3名以上、小プールでは最低2名以上の指導者（授業実施者+監視者）の配置を行う。

2

#### 監視者の位置

監視者は「死角」をなくすることが不可欠となる。

<複数監視者による監視の位置の例>



3

#### 安全を確保するための留意点

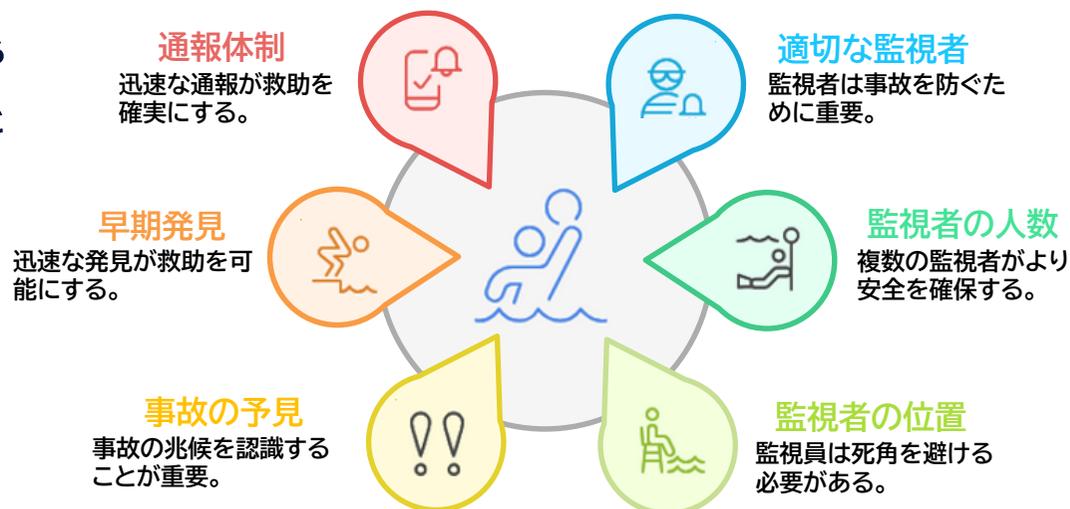
- ① 予見 事故が発生しそうな状況を予見することが必要となる。
- ② 早期発見 事故者をいち早く発見し、救命可能な時間内に救助する。
- ③ 通報体制 すぐに連絡・通報できる体制を整える。

4

#### 補助的監視者体制の整備

学校の実態によっては、教員業務支援員等の活用、地域サポーターや保護者の方々に協力を依頼することにより、監視体制を充実させることも考えられる。

### 水泳安全のための重要な要素



## 4 安全な水泳授業の実施

### ④ 監視者の役割・留意点

1

#### 監視者の業務

監視者は児童の安全を確保し、事故を防止するために重要な役割を果たす。監視者の主な業務には以下が含まれる。

- ・水面を中心にプール全域の監視。
- ・事故発生時の救助、連絡、プール内整理。
- ・利用者の年齢や体格に応じた安全に関する指導。
- ・禁止事項や注意事項の安全に関する指導。

2

#### 監視者の配置

監視者の配置は施設の規模や参加者数に応じて適切に決定され、監視台がある場合はプール全体を見渡せる位置に設置することが望ましい。また、監視者が変わっても、誰もができるようにスキルを高める必要がある。

3

#### 監視者の格好

監視者は水着、笛を着用するとともに、ゴーグルを所持して監視業務に集中し、危険行為には毅然とした注意を促すことが求められる。なお、サングラス（偏光）は、水中を監視するうえで有効であるため、着用することが望ましい。

4

#### 監視者の留意点

監視者の教育・訓練も重要であり、プールの構造や事故防止対策、緊急時の対応方法について十分な知識をもつことが必要である。また、炎天下での監視は体力面や熱中症予防の観点から、できるだけ交代制を取り入れるなど、監視者の健康面への配慮も考慮する。

#### 監視者の業務



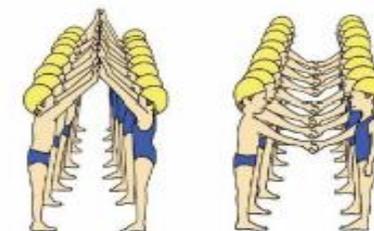
## 4 安全な水泳授業の実施

### ⑤ 人数確認（ボディシステム含む）



#### 人数確認

入水前、指導の展開の途中、退水後のそれぞれにおいて敏速かつ正確な人数確認を実施する必要がある。



1

#### 留意点 1

授業実施者は、授業前、授業中、退水後に児童の人数確認と健康観察を必ず実施すること。

2

#### 留意点 2

監視者は、児童入水中は一人一人の様子に特に注意を払い、児童の安全確認をすること。

3

#### 留意点 3

退水時に全員の人数確認を行い、健康状態をチェックする。体調不良者がいないか、慎重に確認すること。

### 人数確認の重要性



#### 授業前確認

授業前に児童の人数と健康を確認する。



#### 授業中確認

授業中に児童の様子を注意深く観察する。



#### 退水時確認

退水時に全員の人数と健康状態を確認する。

## 4 安全な水泳授業の実施

### ⑥ バディシステムの実践方法と効果

1

#### 基本の仕組み

体力や体格が同程度の二人一組のペアを作る。

2

#### 実施手順

笛の合図と「バディ」の掛け声で、片手をつなぎ点呼をさせる。

3

#### 確認内容

人数確認だけでなく、相手の表情や健康状態も観察させる。

4

#### 実施頻度

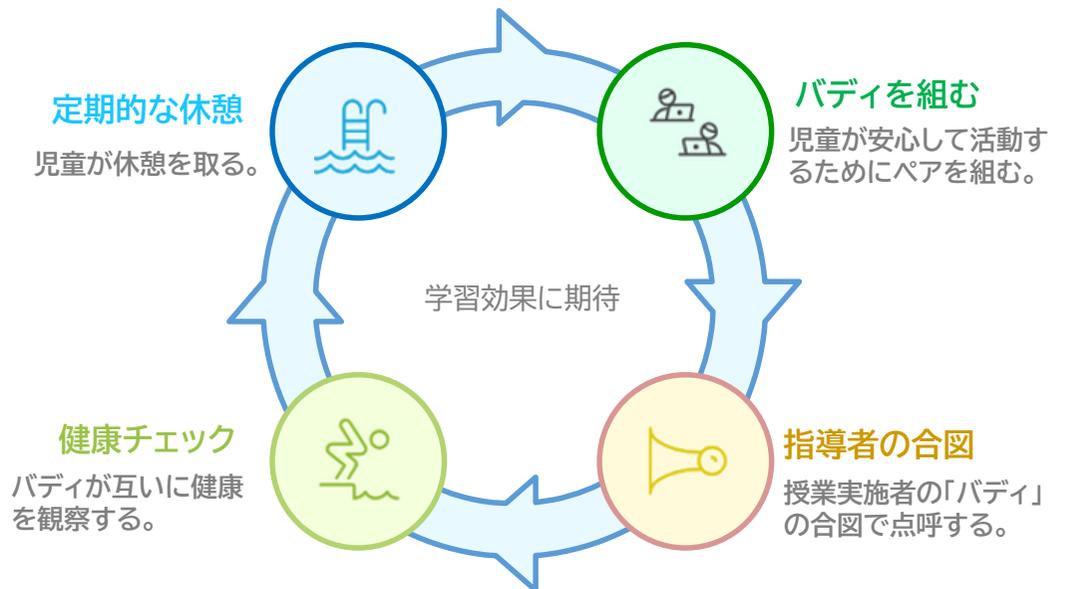
10～20分に一度行くと、児童の休息にもなる。

5

#### 学習効果

バディシステムは、お互いに動きを補助し合ったり、評価し合ったりするなど、学習効果を高めるための手段としても有効である。

### バディシステムのサイクル



## 4 安全な水泳授業の実施

### ⑦ 安全な水位の設定

各学校で学習効果が上がり、事故回避につながるよう、対象学年・体格・泳力・学習内容などに応じた適切な水位を設定する必要がある。

1

#### 留意点 1

能力差や体格差のある児童が、効果的・効率的な水泳学習をするために、プールの形状を考慮して浅い場所を選んだり、プールフロアを利用したりして適切な水位設定を行うなどの工夫をすること。

2

#### 留意点 2

水位は、多くの児童のへそから胸あたりを基本とし、すべての児童の両肩が水面から出るラインを目安とすること。

3

#### 留意点 3

水を抜いたり、増やしたりするなどの方法で水位を調整する場合は、授業の前後で担当教職員と引き継ぎをして水位を確認すること。また、当日の水位が分かるようにプールサイドに水位を提示するなどの工夫をすること。

4

#### 留意点 4

期間や曜日、時間割を工夫して、同じ学年をまとめて行うなどの工夫を行うこと。

5

#### 留意点 5

プールの形状がすり鉢型で水深が違う場合は、水深が変わらない横方向での移動を活用するなど、プールでの活動方法を工夫すること。

### 適切な水位設定



設定基準

様々な要因に基づく適切な水位のガイドライン。



考慮事項

効果的な水泳授業と安全のための重要な要因。



調整

授業の前後で水位を調整する手順。



スケジュールリング

授業計画の工夫や調整。



水位は、多くの児童のへそから胸あたりを基本とし、全ての児童の両肩が水面から出るラインを目安とする。また、授業の際は、毎時間、入水時に水位を確認すること。

## 4 安全な水泳授業の実施

### ⑧ 水泳の授業を行う前に

1

#### 天候の判断

児童の安全を確保するために、事前に天気予報を確認するとともに、天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講じること。特に、落雷の予報にも注意が必要となる。

2

#### 安全上の対策

- 児童の健康状態の把握
- ボディチェック：耳垢とり、爪切り、用便を済ませる、髪の高い児童はゴムでまとめる
- 水中で動きやすい水着の着用
- プールサイドを走らない等の安全上の指導

3

#### 人数確認

人数確認は授業実施者が必ず行い、顔色、動作などから健康状態をしっかり観察し、児童にも人数確認の重要性をしっかり理解させることが大切である。

### 水泳の授業を行う前に

安全上の対策 

- ①健康状態の把握
- ②ボディチェック
- ③水着の着用
- ④プールサイドの安全指導



水泳の安全な指導



人数確認

- ①顔色の観察
- ②動作の確認
- ③重要性の理解



天候の判断

- ①天気予報の確認
- ②急変時の措置

## 4 安全な水泳授業の実施

### ⑨ 効果的な準備運動

準備運動は、事故を防止する上で不可欠なため、準備運動の必要性、重要性を児童に理解させ、自主的・主体的に実施できるように指導することが必要となる。

1

#### 準備運動の運動量

準備運動の量は、児童の身体の状態をよく観察し、気象条件を考慮しながら適宜運動量を変える必要がある。長時間、激しい運動をさせることは好ましくない。

2

#### 準備運動の内容

身体のすべての部分の屈伸、回旋、ねん転などを取り入れた運動を行うことが大切となる。主運動と関連した動きを入れることも可能である。心臓に遠い部分の運動から始めたり、簡単な運動から複雑な運動へ、最後は心肺に刺激を与える運動で終えたりという手順が一般的とされている。

### 効果的な準備運動の理解



#### 運動量

児童の状態と天候に基づいた調整



#### 運動の内容

すべての体の部分を含む動きの組み合わせ



#### 安全の重要性

事故を防ぐために不可欠

## 4 安全な水泳授業の実施

### ⑩ プールの管理と施設点検

1

#### プールサイドの清掃

プールサイドは準備運動や移動など多目的に使用されるため、清掃活動を行い、常に清潔な環境を保つ。

2

#### 整理整頓の徹底

コースロープや補助具などがつまずきの原因にならないよう、使用後は所定の位置に戻し、整理整頓を徹底する。安全な動線を確認することで事故防止につながる。

3

#### 施設のセキュリティ確保

プールを使用しない際は施錠し、金網の点検も定期的に行う。不審者の侵入や無断使用による事故を防止するための重要な対策となる。

4

#### 排水口等の安全点検

排水口の蓋の固定状況を目視・触診・打診で確認する。ネジやボルトの緩み、腐食、変形、欠落、破損がないか点検し、吸い込み防止金具の状態も確認する。

### プールの管理と施設点検サイクル

#### 安全点検の実施

排水口等の安全を含む施設の定期点検

#### セキュリティの確保

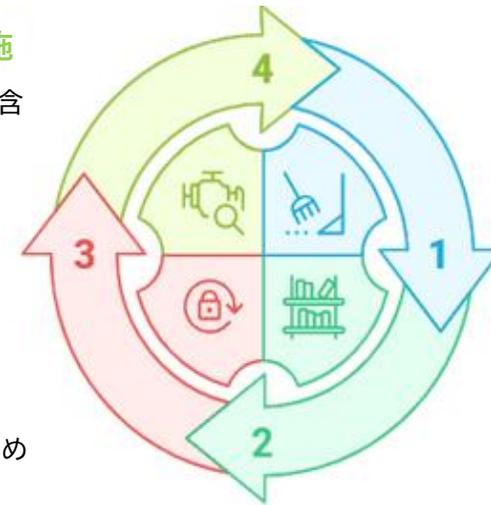
不正使用を防ぐためにプールを施錠

#### プールサイドの清掃

プールサイドを清潔に保つための定期的な清掃

#### 整理整頓を徹底

安全のための設備が整理整頓された状態を維持



## 4 安全な水泳授業の実施

### ⑪ 水温管理の目安と判断基準

**1** **水温の適正值**  
初心者や低学年は23℃以上が望ましい。  
上級者や高学年でも22℃以上を維持する。

**2** **気温との関係**  
水温と気温の差も快適性に影響する。  
気温が高ければ水温が若干低くても  
不快感は少なくなる。

**3** **総合的な判断**  
学年、能力、水温、気温、学習内容を  
総合的に考慮して判断することが大切  
である。

#### 水泳授業に適した水温



## 4 安全な水泳授業の実施

### ⑫ 水質検査



児童が安全に水泳を行うためには、「学校環境衛生基準」の定めを守り、適切な水質管理に努めなければならない。  
 また、低水位で水泳授業を継続して行う場合、満水でない状態でプールを使用すると、浮遊物を排出するオーバーフローが機能しなくなるため、頻りに浮遊物を取るなど、水質管理に最大限、配慮しなければならない。  
 なお、水質管理については、「プール管理日誌（5年保存）」に記録を残す。

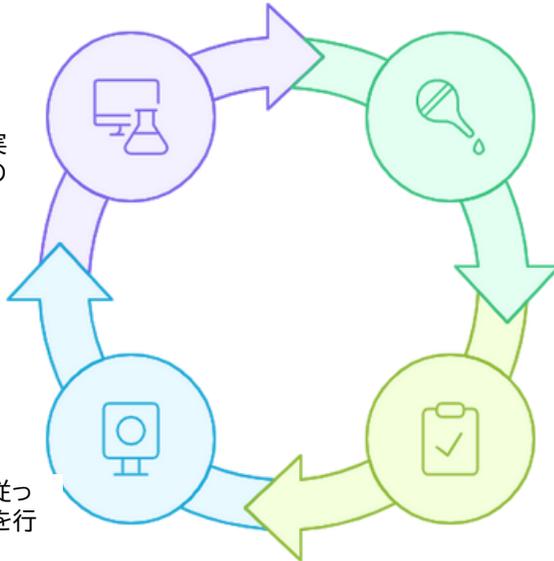
#### 学校プール水質管理サイクル

##### 学校薬剤師と相談する

水質検査の計画と実施について専門家の助言を求める。

##### 追加の検査を実施する

指定された基準に従って追加の水質検査を行う。



##### 基準に従う

水質が学校環境衛生基準に準拠していることを確認する。

##### 項目を毎月検査する

使用累積日数ごとに主要な水質項目を検査する。

#### 【参考様式】

令和 年 月 日( ) ●●●学校プール管理日誌					
天気	朝:	気温	朝: 大プ	朝: 小プ	管理職 確認欄
	昼:	気温	昼: 大プ	昼: 小プ	
残留塩素濃度 (基準0.4~1.0)	大プール	朝:	mg/L	昼:	mg/L
	小プール	朝:	mg/L	昼:	mg/L
pH値 (基準5.8~8.6)	大プール	朝:	pH	昼:	pH
	小プール	朝:	pH	昼:	pH
【朝(◎:○)の管理】 【適・不適】 担当者 ( )					
①	出入口・更衣室・トイレ・インターホン・器具庫を閉鎖する。				
②	大・小プールの「残留塩素濃度」及び「pH値」を測定する。				
③	水温・気温を測定する。				
④	機械室で薬剤を投入する。[投入量: ]				
⑤	給水状態となっていないかを確認する。 ※ 給水状態の場合は、体育主任及び管理職に連絡する。				
⑥	プールおよびプールサイドの安全確認をする。 ※ 網等で異物等を取り除く。				
【昼(◎:○)の管理】 【適・不適】 担当者 ( )					
①	大・小プールの「残留塩素濃度」及び「pH値」を測定する。 ※ 0.4mg/L未満の場合は機械室で薬剤を投入[投入量: ※ 1.1以上の場合は体育主任に連絡				
②	水温・気温を測定する。				
【放課後(◎:○)の管理】 担当者 ( )					
①	給水状態になっている箇所はないかを確認する。 ※ 給水状態の場合は、体育主任及び管理職に連絡する。				
②	プール及びプールサイドの安全確認をする。				
③	機械室・器具庫・インターホン・更衣室・トイレを施錠する。 ※ 出入口の鍵もかける。				
④	(休日の前日のみ)機械室で薬剤を投入する。[投入量: ]				

## 4 安全な水泳授業の実施

### ⑬ 熱中症対策・暑さ対策

1

#### 水中での活動

水温が中性水温（33℃~34℃）より高い場合は、体温を下げる工夫をする。プール外の風通しのよい日陰で休憩する、シャワーを浴びる、風に当たるなどが有効である。

3

#### 暑さ対策

プールサイドへの散水やステンレス等の金属類でのやけど予防対策など、事前に教職員で共有することが必要となる。環境によっては、プールサイドでのサンダル等の活用もやけど予防となる。

参考：「学校屋外プールにおける熱中症対策」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

2

#### プールサイドでの活動

気温やWBGT値（暑さ指数）を考慮し、こまめに日陰で休憩する、活動時間を短くするなど、活動内容を工夫する。帽子や日傘の使用、見学場所の工夫により直射日光に当たらないようにする。



## 水泳授業の安全確保に向けたスケジュール

### 目標達成のための行動計画

01

#### 各学校が「水泳授業安全管理指針」を作成（修正）

各学校が作成（修正）した「水泳授業安全管理指針」を水泳授業開始前（指定された期日）までに教育委員会に提出してください。



02

#### 水泳授業における安全管理研修会の実施

教育委員会主催の指導者研修会を毎年5月に開催し、悉皆にて研修を実施します。



03

#### 教育委員会担当者による学校訪問

水泳授業が開始されるまでに教育委員会担当者が各学校を訪問し、指導・助言等を行います。



04

#### 教育委員会担当者による水泳授業の参観

水泳授業の実施状況について教育委員会担当者が各学校を訪問し、指導・助言等を行います。

# 参考資料「溺死に至るプロセスと溺者の特徴」

1

## 呼吸の試み

溺者は水中で息を吸おうとするが、気道に水が入り込む。この時点で強い咳反射が起こり、体は気道への水の侵入を防ごうとする。

2

## 水の侵入と空気の喪失

呼気は水中に出るものの、吸気の際には水を飲み込む現象が発生する。反射運動により、一部の水は気道ではなく食道へ流れるが、肺内の空気は徐々に失われていく。

3

## 酸素欠乏と意識喪失

脳への酸素供給が断たれ、事故発生から30秒～2分の間に意識を失う。その後、自発呼吸が停止し、仮死状態に陥る。

4

## 心停止

酸素不足の状態が続くと、最終的に心臓も停止し、完全な臨床的死に至る。

## 溺者の状態

### 疲労

声は出せても、水面で溺れた水草はしていない。

潜水中、呼吸を止めていられる限界を超える

浮上できずに溺れる。



心臓発作／脳卒中  
／強いパニック

手足が動かせなくなり、  
すぐに水に沈む。

水を飲んで呼吸に  
失敗

声が出ず、しばらく水  
面でもがいている。

## 連絡先情報

### 問い合わせ窓口

水泳指導に関するさらなる質問や相談があれば、以下の連絡先にご連絡ください。

また、体育に関する校内研修の講師等の依頼についても気軽にご相談ください。



学校教育課  
学校体育・安全支援チーム

高知市教育研究所内

 088-832-4493

小学校における  
水泳授業の安全管理マニュアル  
令和7年3月策定  
(令和7年10月改訂)



## 参考文献等一覧

- ・「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引き(三訂版)」文部科学省 平成26年3月
- ・「プールの安全標準指針」文部科学省 平成19年3月
- ・「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 体育編」文部科学省
- ・「学校における水泳事故防止必携(新訂二版)」独立行政法人日本スポーツ振興センター 平成18年6月30日
- ・学校における体育活動での事故防止対策推進事業「学校屋外プールにおける熱中症対策」独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ・「学校における水泳プールの保健衛生管理(平成28年度改訂)」公益財団法人日本学校保健会
- ・「小学校体育(運動領域)指導の手引き～楽しく身に付く体育の授業～」スポーツ庁
- ・雨雲の動き・雷活動度・竜巻発生確度(ナウキャスト)ー気象庁ー
- ・「ルールを守ってたのしい水泳・水遊びーウォーターセーフティハンドブッカー」日本赤十字社 平成29年5月
- ・「小学校における水泳指導の手引きー安全管理を徹底するためにー」京都市教育委員会 令和2年3月
- ・「北広島市水泳学習の手引き～安全管理の徹底～(指針)について」北広島市教育委員会 令和6年12月
- ・「赤十字水上安全法講習教本(12版)」日本赤十字社